

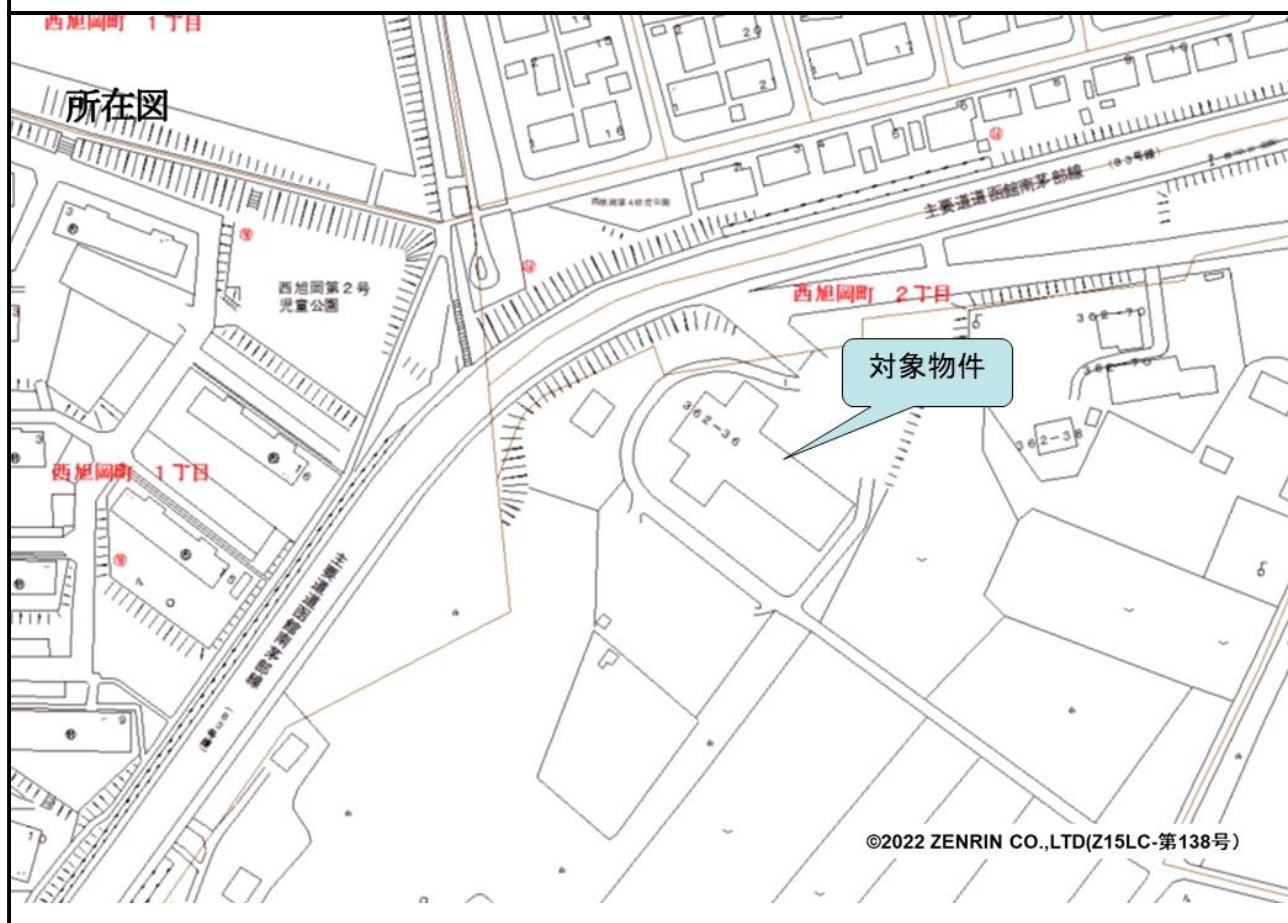
売却区分番号	3 6 1 2 - 3		
見 積 価 額	¥ 8 5 0 , 0 0 0	公 売 保 証 金	¥ 1 0 0 , 0 0 0
財 産 の 表 示	1	所在 地番 地目 地積	北海道函館市上湯川町 3 6 2 番 3 5 原野 852 平方メートル
	2	所在 地番 地目 地積	北海道函館市上湯川町 3 6 2 番 3 6 山林 4,512 平方メートル
	3	所在 地番 地目 地積	北海道函館市上湯川町 3 6 2 番 5 1 原野 923 平方メートル
	4	所在 地番 地目 地積	北海道函館市上湯川町 3 6 2 番 8 0 山林 2,017 平方メートル
	5	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	北海道函館市上湯川町 3 6 2 番地 3 6 3 6 2 番 3 6 公衆浴場 鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建 1 階 977.00 平方メートル 2 階 768.00 平方メートル
	6	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	北海道函館市上湯川町 3 6 2 番地 3 6 3 6 2 番 3 6 の 2 事務所・機械室 鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建 1 階 72.00 平方メートル 2 階 72.00 平方メートル
	以上登記簿による表示		
	対象物件 5 の現況（登記簿の表示と異なる点）		
	床面積 1 階 約 982 平方メートル (現況調査時に概測した数量)		
	対象物件 5 の未登記の附属建物		
	符号 1		

売却区分番号	3 6 1 2 - 3		
見 積 価 額	¥ 8 5 0 , 0 0 0	公 売 保 証 金	¥ 1 0 0 , 0 0 0
	種類 サンルーム 構造 軽量鉄骨造ガラス板葺平家建 床面積 約 7 平方メートル（現況調査時に概測した数量） 符号 2 種類 サンルーム 構造 軽量鉄骨造ガラス板葺平家建 床面積 約 7 平方メートル（現況調査時に概測した数量）		
公 法 上 の 規 制	市街化調整区域 立地適正化計画区域内（居住誘導区域外） 立地適正化計画区域内（都市機能誘導区域外） 建蔽率 50% 容積率 100%		
接 道 状 況	北側 幅員約 6. 3 メートル舗装市道 ほぼ等高接面		
地 盤 ・ 地 勢	南西部分 西向き急傾斜地 その他の部分 ほぼ平坦地（敷地内高低差あり）		
使 用 状 況 等	対象物件 1 雑木・雑草繁茂 隣接地使用者が通路として占有 貸借関係等の内容は不明 対象物件 2 対象物件 5 及び 6 の敷地として使用 隣接地使用者が通路として占有 貸借関係等の内容は不明 対象物件 3 及び 4 雑木・雑草繁茂 隣接地使用者が通路として占有 貸借関係等の内容は不明 対象物件 5 平成 3 年頃建築 所有者の申立てによると、令和 6 年 5 月 7 日現在居住その他の使用がなされていない。 動産あり 対象物件 6 平成 3 年頃建築 所有者の申立てによると、令和 6 年 5 月 7 日現在居住その他の使用がなされていない。 動産あり		
特 記 事 項	対象物件 2 源泉あり キュービクル、物置、動産あり 「ほこら」あり 過去に温泉動力装置が存在したが、現況は不明。 対象物件 3 ボイラー室、物置、電柱あり 対象物件 5 増築あり 対象物件 6 函館市役所によると、都市計画法第 3 4 条第 2 号により開発許可され、観光資源以外の用途に変更できない。 対象物件 1 と対象物件 3 との間に公有地（地番 3 6 2 番 3 7）が介在している。公有		

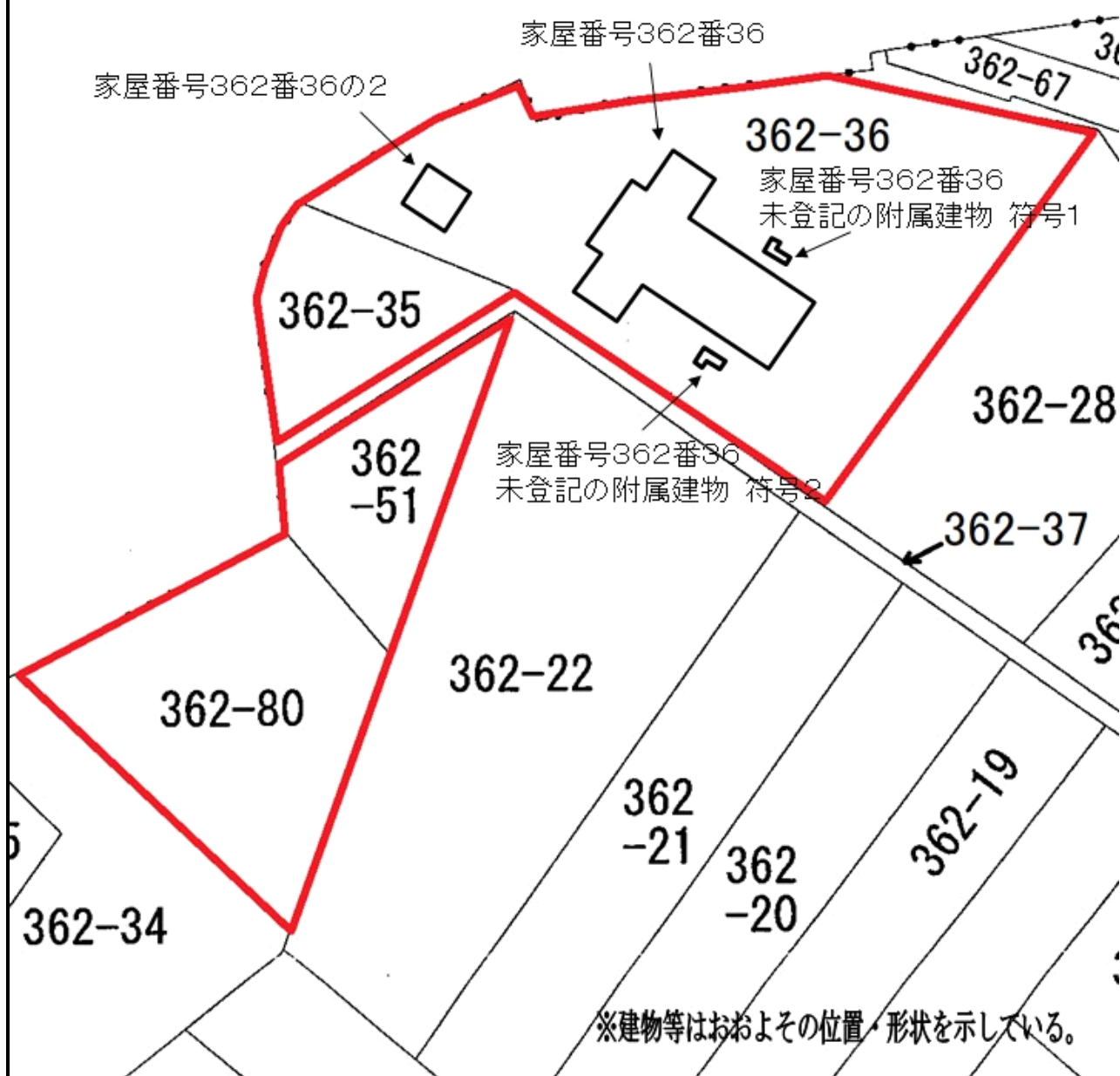
売却区分番号	3 6 1 2 - 3		
見 積 価 額	¥ 8 5 0 , 0 0 0	公 売 保 証 金	¥ 1 0 0 , 0 0 0
	地の管理者の申立てによると、払下げが可能な財産として管理されている。 問い合わせ先 北海道渡島総合振興局産業振興部農務課（０１３８－４７－９４９６） 対象物件５及び６については、消費税法施行令第７０条の１２第５項の規定に基づき、買受人の求めに応じて、東京国税局が適格請求書を交付します。なお、「適格請求書交付対象買受代金（税込）」は、入札価額に「見積価額に占める課税資産の価額の割合（以下「課税資産価額割合」といいます。）」及び「事業と家事の用途に共通して使用する対象物件５及び６の事業としての部分の割合（以下「事業専用割合」といいます。）」を乗じて算出します。 課税資産価額割合 １７．７３％ 事業専用割合 １００％		
住 居 表 示 等	北海道函館市上湯川町３６２番３６		
最 寄 駅 等	J R（北海道） 函館本線 函館駅 北東方約８．５キロメートル 函館市電 湯の川停留場 南西方約３．４キロメートル		
そ の 他 事 項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留 意 事 項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 - 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 - 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任を負いません。 - 執行機関（国）は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。 - 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 - 土壤汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 なお、売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、国税徴収法第８９条第３項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。		

売却区分番号

3 6 1 2 - 3

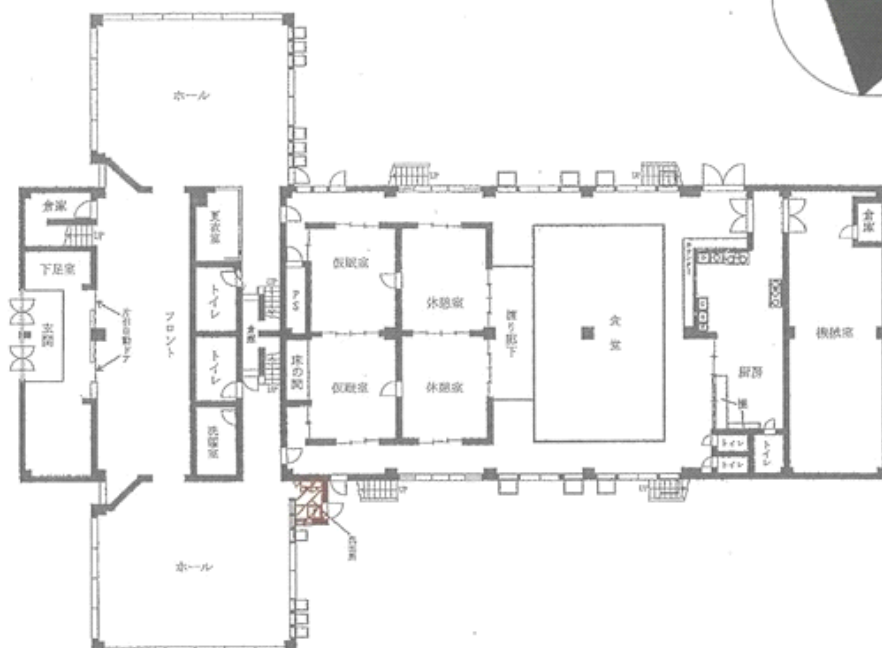


見取図

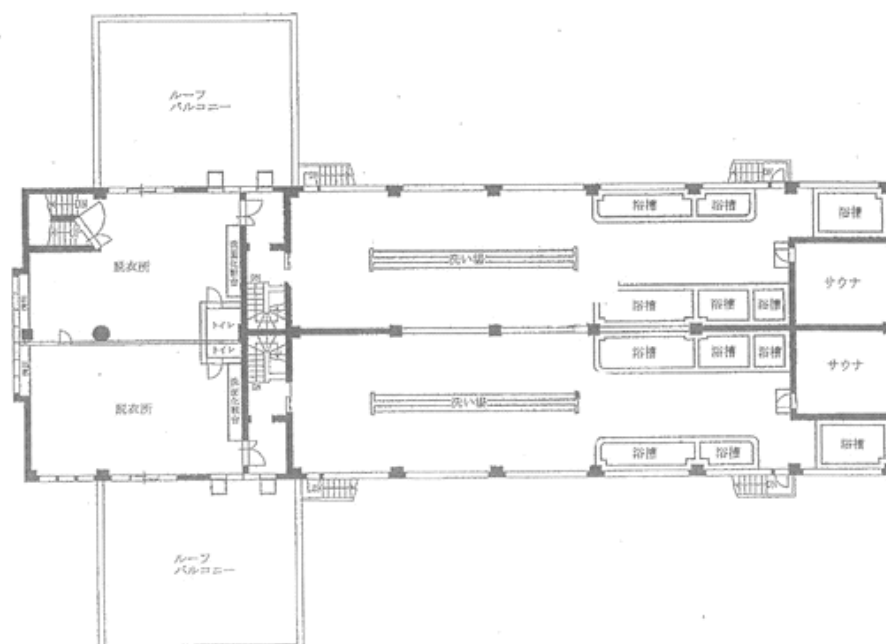


間取図 対象物件5

1 階



2 階



※この間取図は現況確認時に把握した間取りの概略を示すものである。

※斜線部分は増築である。

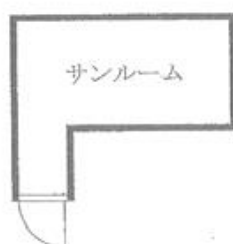
間取図 対象物件5 未登記附属建物



附属建物 1（未登記）



附属建物 2（未登記）

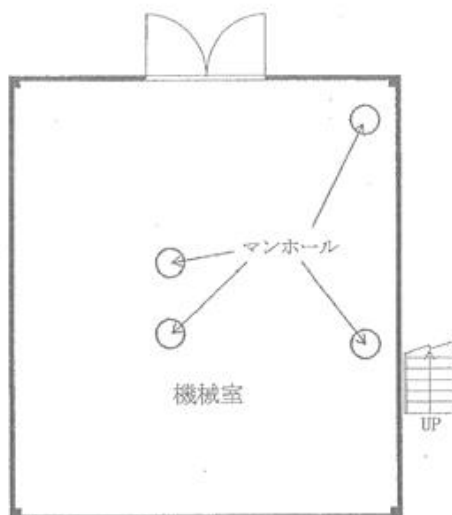


※この間取図は現況確認時に把握した間取りの概略を示すものである

間取図 対象物件6



1 階



2 階



※この間取図は現況確認時に把握した間取りの概略を示すものである

売却区分番号

3 6 1 2 - 3

